

「保険会社向けの総合的な監督指針（本編）」の一部改正（案）への意見等について

No	該当箇所	意見等
1	全般	今回の「保険募集態勢における規定の整備」に係る改正事項のうち、新たに規定するとされている「保険募集時の補償重複に関する顧客への説明態勢等の整備及び積立利率等の表示に関する監督上の主な着眼点」以外の事項は、損保・生保共通事項の規定の統合や、用語の統一、構成見直し等を行うものであり、改正前の規制の考え方・求められる措置等のレベルを変えるものではない、という理解でよいか。
2	Ⅱ-4-2-2 (3) ②イ(コ) 及び Ⅱ-4-2-2 (5) ②ソ	今般の監督指針の改正では、各保険会社は、顧客に対し、補償重複に該当する保険に既に加入していないかの確認や補償重複に対する顧客ニーズの確認等を行うための態勢整備が求められている。 一方、今般の監督指針の改正を踏まえ、各保険会社は、顧客に対し、補償重複について適切に説明したうえでなお、顧客から補償に重複が生じることについて、ニーズがある場合には、当該ニーズを踏まえた契約内容の締結を行うこととなるが、その理解でよいか。
3	Ⅱ-4-2-2 (3) ②イ(コ) 及び Ⅱ-4-2-2 (5) ②ソ	今回の監督指針改正を踏まえ、保険会社では従来 of 取組みに加えて、顧客向けツール（重要事項説明書類など）・社内ツールの作成・改定、システム対応、それらの対応を踏まえた保険募集人・保険会社営業担当者への教育などの態勢整備を行うことになる。また、Ⅱ-4-2-2 (5)②ソ(オ)の「補償重複に係る顧客に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築」の態勢構築については、例えば、保険申込書に補償重複に関するニーズ確認欄を設けて、顧客がチェックするといった対応や、苦情を把握し、その原因に応じた改善策を講じるといった対応等が考えられるが、これらの態勢構築には一定の準備時間を要することになる。直ちに実現を求めているものではないことを確認したい。
4	Ⅱ-4-2-2 (3) ②イ(コ)	「補償重複の場合の保険金の支払に係る注意喚起」については、例えば、「補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、お支払いする保険金は1契約に特約をセットした場合と同じです。」等を記載することで、補償重複に関する顧客の理解を求めることを想定しているが、その理解でよいか。

No	該当箇所	意見等
5	Ⅱ-4-2-2 (3) ②イ(コ)	「補償重複の主な事例」については、原則として同一保険種目で補償重複となる主な組合せについて記載し、他種目との組合せで補償重複となる場合については、例えば「他種目についても重複する可能性があります」等を記載することで、補償重複に関する顧客の理解を求めることを想定しているが、このような理解でよいか。
6	Ⅱ-4-2-2 (3) ②イ(コ)(注)	補償重複の定義として「複数の損害保険契約の締結により～」とあるが、今回の規定の対象は、損害保険会社の販売する商品であっても、保険法上の「傷害疾病定額保険」のように他の契約の保険金支払いの有無にかかわらず、保険金が支払われる保険は、Ⅱ-4-2-2 (3)②イ(コ)(注)で規定されている補償重複には該当しないという理解でよいか。その解釈に基づけば、「傷害疾病定額保険」と「傷害疾病損害保険」との間では、Ⅱ-4-2-2 (3)②イ(コ)(注)で規定されている補償重複には該当しない、という理解でよいか。
7	Ⅱ-4-2-2 (3) ②イ(コ)(注)	「同一の被保険利益」とは、保険契約者、被保険者および補償範囲が完全に同一のケースのみならず、それらの一部が異なる例えば次のようなケースも含まれる、という理解でよいか。 (例) ・契約者同一の2台の自動車保険で記名被保険者が異なる場合 ・契約者が同一の火災保険と自動車保険でそれぞれに個人賠償責任保険特約が付帯されているが、特約のうち1つは国外の事故も補償、もう1つは国内の事故のみ補償の場合
8	Ⅱ-4-2-2 (5) ②サ	意向確認書面の適用範囲となる「第3分野の保険商品」には、現行どおり、「海外旅行傷害保険商品（契約締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）」は含まれない、という理解でよいか。
9	Ⅱ-4-2-2 (5) ②ソ	損害保険には、多種多様な保険商品や契約形態があり、郵送やインターネットなどの対面以外の方法で募集することもあるため、必ずしも一律の方法で顧客のニーズを確認することを求められているものではなく、例えば、インターネットでの手続き画面上に補償重複にかかる注意喚起を表示し、これを踏まえたうえで顧客からの申込みをインターネット上で受けるなど、保険商品の特性や販売方法に応じ、対面以外の方法で行うことも認められる、という理解でよいか。
10	Ⅱ-4-2-2 (5)	補償重複の定義に従えば、補償重複にも様々な態様があり、例えば、補償につながらない保険料負担があるケース（一

No	該当箇所	意見等
	②ソ	<p>方の保険金額が無制限でかつ補償内容・被保険者の範囲が同一であるケース) もあれば、補償重複の状態であっても顧客のニーズや合理性が認められるケース(補償内容や被保険者の範囲が同一であっても複数の保険契約の保険金額が積み上がるケース、補償内容または被保険者の範囲が一部異なるケース) もある。</p> <p>このため、一律の対応によるものではなく、補償重複の態様によって、確認や説明の実態把握・検証の態勢構築に違いが発生し得る、という理解でよいか。</p>
11	Ⅱ-4-2-2 (5) ②ソ(エ)	<p>「補償重複となる保険に既に参加していないかを確認」については、他の保険契約の内容を顧客が把握していないケースもあるため、顧客への問いかけは行うが、必ずしも他の保険契約の内容を個別具体的に確認することまでは求められていない、という理解でよいか。</p>
12	Ⅱ-4-2-2 (5) ②ソ(エ)	<p>保険契約者が異なる契約(例：同一世帯内の契約)、他代理店扱の契約、他社の契約と補償が重複している場合、保険会社または代理店で補償重複の可能性を把握できたとしても、個人情報保護や保険契約者間のトラブル防止の観点から、他の契約情報を顧客に開示することはできない場合があると考えられる。</p> <p>したがって、顧客のニーズの確認にあたっては、顧客への問い掛けを行なったうえで、顧客からの申出に基づいて確認する、という理解でよいか。</p>
13	Ⅱ-4-2-2 (5) ②ソ(エ)	<p>「保険料と保険金について明示的に説明」については、例えば補償重複の状態によっては、「補償につながらない保険料負担がある」といった説明を行うことを想定しているが、その理解でよいか。</p>

以上